

2022年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役 高崎 裕樹

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名鉄ビルディング管理株式会社
代表取締役 岡田 俊樹

名古屋鉄道株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び名鉄ビルディング管理株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年2月7日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、分割会社の建物その他諸施設の清掃業ならびに警備業務に関する事業における経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

本吸収分割において、分割会社から承継会社へ承継される債務は存在せず、本吸収分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者はなく、分割会社は、会社法第 789 条第 1 項に基づく債権者の異議申述の手続を行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割を止めることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社においては、分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 2 月 8 日付官報及び同日付での知れている債権者への各別の催告にて公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は 625 百万円であり、負債の承継はありません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2022 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上